三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1・2　（略）

3　チエンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

4・5　（略）

四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1　人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、人事院が定めるもの

2　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3　すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

4～9　（略）

五・六　（略）

七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

3　四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

4　四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

5～7　（略）

8　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

9　（略）

10　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

11　三・三―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

12～14　（略）

15　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

16　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

17　1から16までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1・2　（略）

3　チエンソー、ブツシユクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

4・5　（略）

四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1　人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、人事院が定めるもの

2　ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3　すす、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

4～9　（略）

五・六　（略）

七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう

2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう

3　四―アミノジフエニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう

4　四―ニトロジフエニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう

5～7　（略）

8　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゆ

9　（略）

10　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ又は肝細胞がん（新設）

11～13　（略）

14　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ、甲状せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ

15　すす、鉱物油、タール、ピツチ、アスファルト又はパラフインにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

16　1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十　（略）